



《厚生事業》

事業名	事業内容										
施設利用補助 【一部請求】	<p>①会員又は被扶養者が指定宿泊施設に宿泊したとき、1泊につき1人1,000円補助（指定宿泊施設は、互助会ホームページに掲載。）</p> <p>《利用方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【直接割引】の施設に宿泊した場合 フロントに会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人1,000円を控除します。 ※会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみ該当します。 ・【後日請求】の施設に宿泊した場合 所定の料金を払った後、ホームページ及び各所属所にある「福利厚生ハンドブック」の「施設利用補助金請求書」に、施設が発行する領収書を添付し、互助会に請求してください。 医療費補助金等の給付金と同様に、個人口座へ振り込みします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会員のみ利用</th> <th>被扶養者のみ利用</th> <th>会員・被扶養者同時利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【直接割引】の施設</td> <td>【直接割引】</td> <td colspan="2" rowspan="2">【後日請求】</td> </tr> <tr> <td>【後日請求】の施設</td> <td>【後日請求】</td> </tr> </tbody> </table> <p>②令和4年度限定 令和3年度に引き続き補助対象施設を拡大し、会員又は被扶養者が、指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合も補助の対象とし、一人1泊につき1,000円を補助します。 ただし、会員一人につき、年度内3,000円を限度とします。(上記①の指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。)</p> <p>《利用方法》 「令和4年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付し、互助会に請求してください。</p>	区分	会員のみ利用	被扶養者のみ利用	会員・被扶養者同時利用	【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】		【後日請求】の施設	【後日請求】
区分	会員のみ利用	被扶養者のみ利用	会員・被扶養者同時利用								
【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】									
【後日請求】の施設	【後日請求】										
芸術鑑賞補助事業 【申込】	<p>①会員に優れた舞台芸術公演を鑑賞する機会の提供</p> <p>②会員に博物館等の特別展チケットの斡旋 青森県内で実施するコンサートなどのチケットを半額程度で斡旋しています。</p>										
スポーツ観戦補助事業 【申込・請求】	<p>会員に県内のプロスポーツ等を観戦する機会の提供 青森フット、東北フリーブレイズ、ヴァンラーレ八戸、ラインメール青森などの観戦チケットを半額程度で斡旋しています。</p> <p>◎令和4年度限定 令和3年度に引き続き、会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したとき、チケット単価の半額（2,000円を限度）を補助します。ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度とします。</p> <p>《利用方法》 「令和4年度スポーツ観戦補助事業請求書」にチケット半券を添付し、互助会に請求してください。</p>										
ドック負担金補助事業 【請求】	<p>会員が、公立学校共済組合青森支部等が実施する宿泊ドック、一日ドックを受診したとき、自己負担金の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊ドック 10,000円補助 ・一日ドック 3,000円補助 										
予防接種負担金補助事業 【請求】	<p>会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき、1,000円を補助</p>										

《貸付事業》

事業名	事業内容
生活資金貸付 【申込】	<p>会員が臨時に資金を必要とするとき、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のうち1人1口を貸し付ける。【手数料率 年0.9パーセント】 ※令和4年4月貸付分より、手数料率を年1.32%から年0.9%へ引き下げ</p>
つなぎ融資貸付 【申込】	<p>公立学校共済組合青森支部から、特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が、共済組合からの送金日以前に資金を必要とするときに共済組合貸付決定額を貸付する。【手数料率 年0.9パーセント】 ※令和4年4月貸付分より、手数料率を年1.32%から年0.9%へ引き下げ</p>

※再任用者、会計年度任用職員その他任用期間に定めがある者は除く。

《教育・文化事業》

事業名	事業内容
厚生文化事業補助	青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費に補助金を交付
図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈 ※事業の拡充
芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
学校図書贈呈	県内の公立小中学校に、図書を贈呈 ※贈呈機会を「4年に1回」から「毎年」へ拡充
教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励及び学校図書贈呈は、公益目的支出計画に記載している事業です。